

## 周防大島ふるさと寄附金タイヤアップ事業者を募集します！

周防大島町では、町の魅力や特産品等を広くPRすることを目的に、平成25年度から、町内事業者とタイヤアップして、「ふるさと納税」をされた寄附者の方へ、お礼として「ふるさと特産宅配便」をお届けいたします。

平成27年度に向け、周防大島町とタイヤアップしていただける事業者を募集します。タイヤアップ事業者については、「ふるさと寄附金」案内パンフレットへの掲載や町ホームページ等でのPRを行います。ぜひ、ご応募ください。

### ●応募要件

- ①周防大島町に事業所(工場を含む)がある方
  - ②周防大島町のPRにつながる商品で、かつ町内で製造、加工、採取、栽培、サービス等がなされている商品を、寄附者に送付していただける企業または個人事業者。
- タイヤアップ事業者にしてください**

- ①ふるさと特産品を寄附者に送付(送料は事業者が負担)
- ②町に対して、送付実績を報告、商

品代の請求(月末締め)

※寄附者へふるさと特産品をお送りいただいた後、町が事業者へ負担金をお支払いたします。

### ●タイヤアップ事業者のメリット

- ①県内外の方に町ホームページやパンフレット等を通して、事業者名、商品名等がPRされます。
- ②商品発送時にPRチラシの同封ができ、事業者等商品のPRにつながります。

### ●募集期間

1月19日(月)～2月27日(金)

### ●申し込み

政策企画課・総合支所に備え付けの用紙でお申し込みください。申込書は、町ホームページにも掲載しています。締め切り後、審査を行い、申し込みの承認の可否を書類にてお伝えいたします。

### ●問い合わせ

政策企画課  
☎0820(74)1007

## ▼平成27年度 保育所の園児募集

子ども・子育て支援制度が始まることにより保育所

(園)の利用手続きが変わります

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まることに伴い、保育所へ入所するためには、教育や保育の必要性に応じた認定(支給認定)を受ける必要があります。

保育所(園)へ入所希望の方は、支給認定申請と入所(園)申込みを併せて行うこととなります。継続入所の場合も、支給認定申請が必要です。

### ◆保育所へ入所できる世帯

保護者の就労、病気、家族の病人介護等、あるいは母親の出産等の理由で家庭において児童を保育することができない世帯

### ◆入所の対象となる児童

家庭での保育が必要な小学校就学前の児童

### ◆申し込み・手続き

支給認定申請書等は役場福祉課・各総合支所・各出張所・各保育所(園)に備え付けてあります。

### ◆添付書類

- ・家庭内および家庭外で仕事に従事している証明(就労証明)
- ・出産前後の場合は母子手帳の写し
- ・病気看護の場合は診断書

※現行制度では、4月からの保育料決定のため保護者の源泉徴収票または確定申告書(控)のコピーを提出頂いておりますが、平成27年度入所分からは提出不要です。

### ◆受付期限 2月27日(金)

### ◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505